

オナベ伝承の発生と展開

工藤 浩

相について考えてみたいと思う。

—

わが国古代の王権の支配力が氏姓制度を基盤として築かれた事は、諸氏の指摘する所である。大化改新の詔では氏姓制から律令制への移行が打ち出されてはいるものの、氏・姓そのものを重視する傾向が続いたことは、弘仁六年に成立した『新撰姓氏録』を見れば明らかであろう。氏族が台頭する際には、王権との関わりを示す系譜や神話・伝説が作られたのもそのためである。当該氏族の地位が確立したり、逆に衰退するのに伴い、氏族としての伝承も変化していったものと考えられる。記・紀に記された氏族伝承は、その変化の過程の或る一時期に、編者の採択を経て定着されたものである。

ところで氏族伝承を文学的に扱う場合、従来伴造や国造のそれに対象が偏る傾向があったように思われる。周知のように、伴造の下部組織には部民が存在していたが、部民には、職掌的なものと、名代・子代などの記念を目的として設置されたものの二種があることが指摘されている。⁽¹⁾

本稿では、オナベを例にとつて、部民の伝承の発生と展開の様

オナベは猪名部・韋那部・韋名部・爲奈部と表記され、六国史では『日本書紀』『續日本紀』『日本三代実録』に記事が見られる。オナベは、攝津國河邊郡爲奈郷を本貫とし、船匠を職掌とした技術集団であり、出自は新羅系と言われている。⁽²⁾ 渡来の時期は五世紀初頭と考えられるが、五世紀末から六世紀にかけて、得意とする木工技術をもとに建築関係にも進出し、分布も伊勢國員弁郡越前國足羽郡・丹生郡等に及んだことが確認できる。⁽³⁾ 『日本書紀』には次に示すA、Dの四箇所のおナベ関係記事がある。

A 諸國、一時に五百艘の船を貢上る。悉に武庫の水門に集ふ。

是の時に當りて、新羅の調使、共に武庫に宿す。爰に新羅の停にして、忽に失火せぬ。即ち引きて、聚へる船に及びぬ。

而して多の船焚かれぬ。是に由りて、新羅人を責む。新羅の王、聞きて、豊然ちて大きに驚きて、乃ち能き匠者を貢る。

B

是、猪名部等の始祖なり。

(應神三十一年八月)

天皇、木工鬮鶏御田一本に猪名部御田と云ふは、蓋し誤りに命せて、始めて樓閣を起りたまふ。是に、御田、樓に登りて、四面に疾走ること、飛び行くが若きこと有り。時に伊勢の采女有りて、樓の上を仰ぎて觀て、彼の疾く行くことを怪しびて、庭に願仆れて、撃ぐる所の饌饌は、御膳之物なり。を覆しつ。天皇、便に御田を、其の采女を奸せりと疑ひて、刑さむと自念して、物部に付ふ。時に秦酒公、侍に坐り。琴の聲を以て、天皇に悟らしめむと欲ふ。琴を横へて彈きて曰はく、

神風の 伊勢の野の 榮枝を 五百經る折きて

其が盡くるまでに 大君に 堅く 仕へ奉らむと 我が 命も 長くもがと 言ひし工匠はや あたら工匠はた

是に、天皇、琴の聲を悟りたまひて、其の罪を赦したまふ。

(雄略十二年十月)

C

木工韋那部眞根、石を以て質として、斧を揮りて材を斲る。終日に斲れども、誤りて刃を傷らず。天皇其所に遊詣して、

怪しび問ひて曰はく、「恆に石に誤り中てじや」とのたまふ。

眞根、答へて曰さく、「竟に誤らじ」とまうす。乃ち采女を

喚し集へて、衣裙を脱ぎて、著犢鼻して、露なる所に相撲と

らしむ。是に、眞根、暫停めて仰ぎ視て斲る。覺えずして手

の誤ちに刃傷く。天皇因りて噴讓めて曰はく、「何處にあり

し奴ぞ。朕を畏りずして、貞しからぬ心を用て、妄しく輒輕

に答へつる」とのたまふ。仍りて物部に付けて、野に刑さしむ。爰に同伴巧者有りて、眞根を歎き惜びて、作歌して曰く

あたらしき 韋那部の工匠 懸けし 墨繩 其が無ければ
誰か懸けむよ あたら 墨繩

天皇、是の歌を聞かして、反りて悔惜びたまふことを生して、喟然きて頽歎きて曰はく、「幾に人を失ひつるかな」とのたまふ。乃ち敕使を以て、甲斐の黒駒に乗りて、馳せて刑所に詣りて、止めて赦したまふ。用りて徽纆を解く。復作歌して曰はく、

ぬば玉の 甲斐の黒駒 鞍着せば 命死なまし 甲斐の
黒駒一本に、命死なましといふに換へて、い及かずあらましと云へり。

(雄略十三年九月)

D

物部菟代宿禰・物部目連を遣して、伊勢の朝日郎を伐たしめたまふ。朝日郎、官軍至ると聞きて、即ち伊賀の青墓に逆ち戦ふ。自ら能く射ることを矜りて、官軍に謂ひて曰はく、

「朝日郎が手に、誰人か中るべき」といふ。其の發つ箭は、

二重の甲を穿す。官軍、皆懼づ。菟代宿禰、敢へて進み撃た

ず。相持ること二日一夜。是に、物部目連、自ら太刀を執り

て、筑紫の間物部大斧手をして、楯を執りて軍の中に叱びし

めて、俱に進ましむ。朝日郎、乃ち遙に見て、大斧手が楯と

二重の甲とを射穿つ。并せて身の肉に入ること一寸。大斧手、

楯を以て物部大連を斲す。目連、即ち朝日郎を獲へて斬しつ

是に由りて、菟代宿禰、克たざりしことを羞愧ぢて、七日に

なるまで服命さず。天皇、侍臣に問ひて曰はく、「菟代宿禰

何とか服命さざる」とのたまふ。爰に讚岐田蟲別といふひと有りて、進みて奏して曰さく、「菟代宿禰は、怯くして、二

日一夜の間に、朝日郎の擒執ふること能はず。而るに物部目連、筑紫の間物部大斧手を率て、朝日郎を獲へ斬りつ」とまうす。天皇、聞しめして怒りたまふ。輒ち菟代宿禰が所有てる猪使部を奪ひて、物部目連に賜ふ。(雄略十八年八月) Dの猪使部については、猪名部と表記する写本も存在している。後述するように、これが物部氏の所有とされている点から、本来は猪名部であったとする指摘もあるので、ひとまずは従う事にする。

二

四箇所の『日本書紀』の記事のうち、先ず、AとCの記事の特徴を、順次見てゆくことにする。

Aは、オナベの起源についての最も信頼し得る資料だとの指摘がある。この記事によるとオナベの始祖は、新羅調使の失火により引き起こされた武庫水門の船火事の責任を感じた新羅王によって献上された木工技術者である。彼らは、焼失した船舶を補充する目的でわが国に派遣されたわけであり、造船を本来の職掌とする技術集団だと考えられるのである。

この記事には、始祖名が明記されておらず、始祖伝承としては不備な形をとっている点が大きな特徴である。

これに対しB・Cは、オナベが船匠としての木工技術を生かして、二次的な職掌である建築関係にも携わるようになったことを示している。Bの木工の名は、オナベではなく「鬮鷄御田」と書かれている事が問題であるが、割注には「一本猪名部御田」とあ

る。ともに雄略朝のできごととされており、次に確認するように内容的にもCと似通っていることから、Bも含めて伊勢國のオナベの記事と見る説に従っておきたい。

B・Cともに主人公のオナベ氏の人物は、

一、雄略天皇の怒りを買ひ、

二、物部に付されるが、

三、オナベの技術を惜しむ人物が現れ、

四、歌を詠み天皇を諫め、

五、怒りは解けて許される。

という経過を辿る。一、天皇の怒りは、Bでは猪名部御田に采女奸淫の嫌疑が懸けられた事に起因する。Cでは、草名部眞根が腕に自信があると言ひ放つたことに始まり、その言葉に疑問を持った天皇が采女に著憤鼻一つで相撲を取らせたと、動揺して手を狂わしてしまったことにより引き起こされる。雄略天皇と言えば、『日本書紀』に「誤りて人を殺したまふこと衆し」とあるような、直情径行の人物のイメージが自然に想起される。ところで、天皇の怒りの原因は采女に関わりを持つという点でもB・C両伝承に共通している。記・紀のやはり雄略天皇の条には、粗相から怒りを買う三重采女について記載されており興味深い。天皇の怒りを買った両者の身柄が、二で見るとように物部に預けられるのは、物部が軍事と並んで警察関係をも職掌としていたためとも考えられるが、オナベが一時物部氏の管掌下に置かれた事情とも関連がある。三に目を転じると、Cで同伴巧者がオナベの技術が埋もれることを惜しみ歌を詠むのであるが、Bでは秦酒公がそ

の役割りを果たしている。これは、キナベと秦氏とは深い関係を持つ所以である。天皇の怒りも、四・五の歌の持つ鎮魂の効果によつて解かれるのである。

これらの話の展開は、述べたような雄略天皇の性情を大前提としている。怒れる天皇という負の属性は、歌謡により鎮魂・慰撫され最後には寛容さをとり戻すことによつて、有徳の天皇として称えられるような正の面へと転じられる。

このような筋書きの中で、一旦は危機に陥りながらも、許されて命を救われた人物の運命は無条件に天皇が握っていることは言うまでもない。そういう意味あいから、B・Cの記事は、キナベの天皇に対する服属伝承の性質を有しているのである。

Dは、物部氏に主眼を置いた記事である。先にも述べたが、「猪使部」が「猪名部」の誤写だとすれば、キナベの統率者が物部氏であることを示すことになる点が目につくと言え、この点は、後にもう一度ふれることにしたい。

三

ところで、記・紀には次に掲げるようにキナノキミの起源の記事がある。

故、火穗王は、志比陀 君の祖 惠波王は、葦那君、多治比君の祖なり

〔古事記〕宣化天皇条

上殖葉皇子と曰す。亦の名は梔子。是丹比公・偉名公、凡て二姓の先なり。

〔日本書紀〕宣化元年三月

このキナノキミが、キナベと同族であるかどうかが問題となる。両者の出自は『新撰姓氏録』ではa～eのように記されている。

a 爲奈部首 出自百濟國人中津波手也

〔攝津國諸蕃〕

b 爲奈部首 伊香我色乎六世孫金連之後也。

〔未定雜姓攝津國〕

c 猪名部造 伊香我色男命之後也。

〔左京神別〕

d 爲名真人 宣化天皇皇子火焰王之後也。日本紀合。

〔右京皇別〕

e 爲奈真人 宣化皇子火焰王之後也。

〔攝津國神別〕

d・eのキナノマヒトがキナノキミに対応するものである。キナベはa～cのように、帰化系または物部系であるのに対し、d・eは宣化皇子から出たものとされており、出自を明らかに異なる別の氏族と見られる。従つて、キイナノキミは対象からは除外して考察を進める。

さて、その上でA～Dのキナベ関係記事についての問題点を挙げてみたい。第一点として、これらの記事のキナベは部民としての名称なのか、部民を統率する伴造の名称なのかという点が指摘できる。二点目には、キナベの始祖の名が記されていないことがある。更に、Aの記事ではキナベが新羅から渡来した事情が記されるのみで、B・Cに見られるような服属の内容を含んだ説話が欠落していることが第三点である。キナベの記事が『古事記』に

はなく『日本書紀』にのみ記されていることが四点目である。
 先ず第一点については、B・Cの記事でキナベが高度な設計・構築技術を有しているように記されており、伴造の可能性が強いとの指摘もある。ところが、A・Dの記事のキナベの人物には、姓が付されていないことが問題となる。キナベに關しては、『日本書紀』の記事以外にも文献にも、表1に示すような記事がある。

表1

人物名	年号年・月	内容	資料
猪名部諸人	天平5・7	調使醫无位	隱岐國計會帳(大1)
	天平5・10	調使醫无位	出雲國計會帳(寧上)
猪名部眞人	天平16・10	年十七、優婆塞	優婆塞貢進解(大2)
猪名部美久	天平16・11	眞人戸主	優婆塞貢進解(大2)
猪名部造常人	天平元・8	藤原仲麻呂資人、請經使	大納言藤原家牒(大3)
	天平7・7	仲磨使	造石山院所解案(大廿四)
	天平7・7	正六位上、仲麻呂大從	大師押惠勝美家牒(大十六)
	天平8・8	正六位上、仲麻呂大從	惠美太家牒(大五)
猪名部百世	天平2	木工寮長上、正六上	裝潢紙并進納大殿若經料紙注文(大十四)
	實字2・8	木工寮長上、正六上	越前國使等解(大四)
	實字2・9	紙廿張上進	造大殿所解(大廿五)
	景雲元・2	外從五位下	續日本紀

猪名部枚蟲	天平6・正	上馬養	買漆鑊用注文(大五)
	實字6・2 <td>藥所來 <td>雜材并栓皮和炭等納帳(大五) </td></td>	藥所來 <td>雜材并栓皮和炭等納帳(大五) </td>	雜材并栓皮和炭等納帳(大五)
	天平6・2 <td>庄領 <td>造石山寺所食物用帳(大五) </td></td>	庄領 <td>造石山寺所食物用帳(大五) </td>	造石山寺所食物用帳(大五)
	實字6・3 <td>買給米 <td>造石山寺所公文案(大五) </td></td>	買給米 <td>造石山寺所公文案(大五) </td>	造石山寺所公文案(大五)
	天平6・3 <td>買進葉 <td>造石山院所鑊用帳(大五) </td></td>	買進葉 <td>造石山院所鑊用帳(大五) </td>	造石山院所鑊用帳(大五)
	實字6・7 <td>大吾人少年初位 <td>造東大寺司解(大五・十五) </td></td>	大吾人少年初位 <td>造東大寺司解(大五・十五) </td>	造東大寺司解(大五・十五)
	天平6・7 <td>上、受使 <td>米賣價鑊用帳(大五) </td></td>	上、受使 <td>米賣價鑊用帳(大五) </td>	米賣價鑊用帳(大五)
	實字6・8 <td>米買價入 <td>米賣價鑊用帳(大五) </td></td>	米買價入 <td>米賣價鑊用帳(大五) </td>	米賣價鑊用帳(大五)
	天平6・8 <td>買米 <td>米賣價鑊用帳(大五) </td></td>	買米 <td>米賣價鑊用帳(大五) </td>	米賣價鑊用帳(大五)
	實字6・9 <td>請赤土 <td>造石山院所用度帳(大十六)</td> </td>	請赤土 <td>造石山院所用度帳(大十六)</td>	造石山院所用度帳(大十六)
	天平6・閏12 <td>愛智郡庄領 <td>二部般若公文案(大五)</td> </td>	愛智郡庄領 <td>二部般若公文案(大五)</td>	二部般若公文案(大五)
		愛智郡庄領 <td>造東寺司公文案帳(大十六)</td>	造東寺司公文案帳(大十六)
		勘問盜人 <td>石山院寫經所公文案(大五)</td>	石山院寫經所公文案(大五)
		夜須郡東大寺勢 <td>造石山院所公文案(大五)</td>	造石山院所公文案(大五)
	天平7・3	多庄領 <td></td>	
猪名部首老	實字7・6	長阿含十法經卷	經典破語(寧中)
	天平6・5	下寫經	經典破語(寧中)
猪名部首刀自古	實字6・10	長阿含十法經卷	經典破語(寧中)
	實字6・10	下寫經	經典破語(寧中)
猪名部黑人	神護2・10	壘田壹段を東大寺領に	越前國司解(寧下)(大五)(東二)
猪名部張人	神護2・10	口分田貳段を東大寺田に	越前國司解(寧下)(大五)(東二)
猪名部文麻呂	神護3・5	賜爵二級、稻五百束賜る	續日本紀
春澄朝臣善編 本姓猪名部造	貞觀12・2	薨去	日本三代実録※

猪名部造有吉 仁和3・正 大工大允、外従五位下 日本三代実録

※善繩祖「猪名部造財麿」、善繩父「猪名部造豊雄」の名あり。

年が明記されたもののみで、初出が古い順。()内の大は『大日本古
文書』東は『東南院文書』で漢数字はその巻数を、寧は『寧樂遺文』で上
中下はその巻をそれぞれ示す。

この表から、ナナベに「造」「首」の姓が付された記事は、そ
れぞれ天平寶字元年、同六年が初出であることがわかる。なお、
三代実録の善繩の薨去記事に併記される、祖父財麿と父豊雄の名
には、造の姓が付されている。この点を考え併せても、七世紀以
前のナナベは無姓であったものと推定して支障ないだろう。

加えて、ナナベの起源を語るAの記事で
是猪名部等之始祖也。

の如く「始祖」の語が用いられていることがある。『日本書紀』
の「祖」の用字例を概観すると、「遠祖」「先祖」「始祖」「祖」の
四つに分かれている。数値的には、「遠祖」が四十三箇所四十六
氏、「先祖」が三箇所二氏、「始祖」が四十五箇所五十七氏、
「祖」が五十七箇所五十九氏となっている。当該箇所も含めて
「始祖」の表記をとるものに絞って見てみると、五十七氏の内訳
は次の表2のとおりである。

この表から、始祖名をもたないものはAのナナベ以外にも、神
功皇后条に「漢人等」の始祖とされる「倅人等」の記事があるこ
とがわかる。猪名部と漢人とは、ともに渡来系の出自を持つ点で

表2

箇所	始祖名	後高
1	神代下	単人等
2	神明命	尾張連等
3	神明前	倭直部
4	神武前	吉野首部
5	神武前	吉野國樺部
6	神武前	阿太養盧鳥部
7	綏靖前	多臣
8	綏靖	猪使部
9	孝昭	和珉臣
10	孝靈	吉備臣
11	孝元	安倍臣
12	大彦命	膳臣
13	大彦命	安閉臣
14	大彦命	狹狹城山君
15	大彦命	筑紫國造
16	大彦命	越國造
17	大彦命	伊賀臣
18	崇神	三輪君
19	崇神	上毛野君
20	崇神	下毛野君
21	野見宿禰	土師連
22	野見宿禰	三尾君
23	磐衝別命	石田君
24	磐衝別命	物部首
25	春日臣族名市河	三宅連
26	田道間守	讚岐國造
27	神櫛皇子	播磨別
28	稻背入彦皇子	御村別
29	武國彥別皇子	阿牟君
30	日向襲津彦皇子	

57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30																						
履	仁	應	應	應	應	應	應	應	應	應	應	應	應	應	神	神	神	景	景	景	景	景	景	景	景	景	景																						
中	德	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	功	功	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行																						
國乳別皇子	豐戸別皇子	豐國別皇子	大碓命	稻依別王	武卵王	十城別王	(俘人等)	千熊長彦	梶鳥皇子	大山守皇子	去來真稚皇子	眞毛津	阿直岐	王仁	稻連別	仲彦	弟彦	鴨別	浦凝別	(船匠等)	木免宿禰	鷲住王	水沼君	火國別	日向國造	身毛津君	守君	犬上君	武部君	讚岐綾君	伊豫別	漢人等	額田部槻本首等	大田君	土方君	糠腹君	深河君	來目衣縫	阿直岐直	書首等	下道連	上道連	香屋臣	三野臣	苑臣	猪名部等	平群臣	讚岐國造	阿波國脚作別

共通している。漢人の始祖である俘人等が伴造ではないことは勿論であり、名が明記されないのもそのためだと考えられる。Aの

記事にある船匠も、ある伴造に統率される部民を指しているとも見ることが出来る。「祖」の表記の場合にも、景行五十一年八月に「蝦夷等」を「播磨・讃岐・伊豫・安藝・阿波凡て五國の佐伯部の祖」、仁徳三十八年七月に「猪名の佐伯部」を「淳田の佐伯部の祖」とする二例があり、参考となる。Aは、伴造ではなく部民としてのオナベの起源を語るものであったために、始祖名が記されなかったとも考えられるだろう。

四

もし、Aのオナベが部民であるとすれば、いずれの伴造に率いられていたのかを考える必要が生ずる。オナベとの関係を指摘される氏族には、先述のように物部と秦の西氏があるが、本来は前者だと見るべきであろう。

物部氏関係の伝承を記した文献には『先代舊事本紀』がある。同書には、記・紀の天孫ニギノミコトの日向降臨に先立つニギハヤヒノミコトの河内降臨の伝承が記載されている。そこに、ニギハヤヒノミコトの随伴者としてオナベの祖の名が二箇所に記載されている。

この記事は、アマテラスオホミカミからオシホミミノミコトに降臨の命が下される部分の後に続いている。梗概は、オシホミミノミコトの子が誕生し、親に代わって降臨することになる。その子ニギハヤヒノミコトは天磐船に乗り、河内國河上峰に降臨し、その後大倭國鳥見白庭山に遷ったというものである。降臨の姿は、ニギノミコトの場合はマドコオフスマに覆われたことになって

いるが、当該伝承のニギハヤヒノミコトは天磐船に乗る点が大き
な特徴である。更に、随伴者には「三十二人」「五部人」「五部
造」「天物部等二十五部人」及び船の乗組員として「船長」「梶
取」各一名、「船子」四名を加えた五クループ、計七十二名の名
が書かれている。

このうち、「五部造」と「天物部等二十五部人」は、始祖名が
氏族名に併記されておらず、随伴者としてはやや不自然さを残し
ている。おそらくは『先代舊事本紀』が編まれる段階で、後次的
に当該伝承に加えられた部分であろう。オナベの人物の名が見ら
れるのは二箇所であり、いずれも始祖名を伴って記されている。

「五部人」と船員の内訳は以下のとおりである。

物部造等祖	天津麻良
笠縫部等祖	天曾蘇
爲奈部等祖	天津赤占
十市部首等祖	富富侶
筑紫弦田物部等祖	天津赤星
(船長・梶取・船子)	
船長 跡部造等祖	天津羽原
梶取 阿刀造等祖	大麻良
船子 倭鍛師等祖	天津眞浦
笠縫等祖	天津麻占
曾曾笠縫等祖	天津赤麻良
爲奈部等祖	天津赤星

「五部人」に爲名部等祖天津赤占、「船子」に爲名部等祖天津
赤星の名が記されている点に注目したい。ただ、この中にも名が
重複して出てくる者もある。「船子」のオナベの祖は天津赤星だ
が、「五部人」では天津赤占とされ、天津赤星は弦田物部等祖の
名となっている。このように、始祖名については『先代舊事本
紀』の記事は信頼を置くことはできない⁽¹³⁾。

ただ、先ほどから述べてきたように、オナベ本来の職掌は〈船
匠〉であつたと見られる。その一方で、オナベを統率していたと
考えられる物部氏の祖ニギハヤヒノミコトが、〈天磐船〉に乗っ
て降臨した伝承が存在しているのである。この二点に、何らかの
関連性を見出すことができるのではないだろうか。

たしかに『先代舊事本紀』は成立事情の明確でない文献であり、
資料性につき問題は残る。しかしながら当該部分には、記・紀編
纂の資料となり得るような、物部氏が古くから伝え持った伝承の
内容も当然反映されていよう。物部の祖ニギハヤヒが降臨の際に
〈船〉に乗るといふ発想も、物部氏が〈造船〉を職掌とするオナ
ベを率いていた事情から生じたのではないだろうか。即ち物部氏
の始祖伝承の原形は、同氏の統率下にあつた〈船匠〉集団として
のオナベが〈船〉を作つてニギハヤヒノミコトに献上し、自ら
〈船子〉として降臨に仕えるというものだったのでないかと考
えられるのである。このように『先代舊事本紀』の記事は、『日
本書紀』には欠落しているオナベの船匠としての伝承が存在して
いた可能性を示唆している。

記・紀の氏族伝承は、各氏族の王権に対する服属伝承の性質を

持っている。ここでいう各氏族とは、はじめにも触れたように、あくまで伴造若しくは国造レベルのものである。物部の氏文『先代舊事本紀』に記載された当該伝承の原形には、部民キナベの伴造物部氏に対する服属伝承があったと見てよいのではなからうか。

五

述べたような見地に立ち、『日本書紀』に採用されたキナベ関係の記事が、『古事記』には採られなかった理由について検討してゆきたい。

ここでは、キナベを統括していたと見られる物部氏に目を向けてみたい。物部氏関係の系譜・伝承は、記・紀双方に記載されているが、内容的には大きな差異が存しているという諸氏の指摘がある。その顕著な例は、先ほど来触れているニギハヤヒノミコトの降臨の伝承に関する両書の扱いである。

『日本書紀』神武天皇即位前紀には、鹽土老翁の、「東に美き地有り。青山四周れり。其の中に亦、天磐船に乗りにて飛び降る者有り」

との言葉に応えて天皇が、

「厥の飛び降るといふ者は、饒速日と謂ふか。」

と発言しており、長隨彦とのやりとりの場面の地の文にも、

天皇、素より饒速日命は、是天より降りたりといふことを聞しめせり。

と記される。更に、同天皇三十一年には、

饒速日命、天磐船に乗りて、太虚を翔行きて、是の郷を睨りて降りたまふに及至りて、故、因りて、「虚空見つ、日本の國」と曰ふ。

と書かれている。このように『日本書紀』は、繰り返しニギハヤヒノミコトのニギノミコトに先立つ降臨を承認する記述をとる。対する『古事記』では、邇藝速日命が神武天皇に向つて、

「天つ神の御子天降り坐しつと聞けり。故、追ひて參降り來つ。」

と述べ、降臨の順序が入れ代わっている。

『日本書紀』『先代舊事本紀』が本来の形であり、『古事記』の所伝には手が加えられているという見方で、諸説一致している。

また、記・紀のいずれか一方のみにしか載録されない氏族を比較した場合、『日本書紀』は推古朝以前に活躍した氏族であるのに対し、『古事記』は推古朝から天武朝時代に背景を持つものが多く見られるという指摘がある。『古事記』の記事が撰定された時代には、物部氏は既に没落していたために、その伝え持っていた伝承が軽視されたものと考えられる。

そのような傾向に伴い、物部氏によつて統率されていたキナベの伝承は、記・紀両書でそれぞれのように扱われたのであろうか。この点を考えるには、尾張氏の祖ホアカリノミコトの事例が参考となるだろう。

ホアカリノミコトは、『日本書紀』では本文以下第二・三・五・七の一書に於いてニギノミコトの子として海幸・山幸神話

の条の火中出産場面に登場するが、同第六・八の一書と『古事記』ではニギハヤヒノミコトの兄として天孫降臨の条に記されている。この記事を、吉井巖氏は『古事記』成立後の附加註記と見做し、「天火明の記述を、記は全く拒否し、紀は僅かながら第六・八の一書にこれを記述した」と指摘する⁽¹⁹⁾。尾張氏は、始祖ホアカリノミコトをニギハヤヒノミコトと統合し、物部氏と系譜的に繋がることを意図したのだと考えられる⁽²⁰⁾。『古事記』の編纂に際して、物部氏についての伝承が、或るものは割愛されたり、また或るものは王権にとって都合のよい形に歪曲されるなどの扱いを受けるのに伴い、同氏と関係を有する氏族の伝承も同様に扱われたものと見られる。

勿論尾張氏の本宗は国造家であり、部民のオナベとはレベルの違いはあるが、物部氏との関係で文献に記される点では共通点を認め得るのではないだろうか。前節で存在を想定した船匠オナベの伝承は、『古事記』では全く採られず、『日本書紀』では物部氏との関係については一切触れずに、新羅からの渡来した事情のみ記すという扱いがなされたものと推定される。また、木工オナベの記事も『古事記』では同様に割愛され、『日本書紀』の雄略天皇の条にのみ採用されたと考えられるのである。

オナベは、衰退した物部氏の手を離れた後も王権に組み入れられ、危機的状況を経ながらも職掌を建築関係にまで拡げつつ命脈を保ち続けた事は、表1に示した各文献の記事が物語っている。中でも、猪名部百世は「木工寮長」、「造寺工」、猪名部造有吉は「木工」と明記されている点が注目される。少なくとも九世紀後

半に至るまで、オナベの人物が長く建築関係に携わっていた事情が窺われる。その過程で、或いは秦氏との関係を生じつつ、遂には伴造として自立し、首・造の姓を得るに至ったのであろう。

六

オナベの伝承が発生し、展開してきた過程について、述べてきた事柄を整理すると以下のようになる。

先ず、五世紀に造船技術者として新羅から渡来し、物部氏の配下に入った最初の段階が考えられる。この時期の伝承は、物部氏の始祖ニギハヤヒノミコトが降臨に用いる船を造って献上し、更に自らその船の乗組員として随伴したという内容であったものと考えられる。このように、発生期には物部氏を対象とする服属伝承の形態をとり、あくまでも物部氏の始祖伝承の中で付随的に語られるものであったに相違ない。應神紀のAに記されていないが、部民オナベの初期の統率者は物部氏であったと見るべきなのである。

次に、五世紀末から六世紀にかけて建築にも従事し始めるのと前後し、斜陽の物部氏の手を離れ、秦氏と関係を結ぶことにより王権の支配下に組み入れられるようになる。その際に、オナベの継承した高度な水準の木工技術に対しては社会的に承認されはしたものの、種々の軋轢を経験したと思われる。そのことが、危機的状況を経た後に秦氏や仲間の工匠の口添えを得て、天皇に許されるという雄略紀の記事の内容に、展開期の伝承として反映された訳であろう。一方で、『古事記』は、物部氏の配下に置かれてい

た部民であるという理由から、オナベについての記述は採らなかつたものと推定される。

記・紀の成立から一世紀を経て、物部氏、或いは石上神宮の關係者が『先代舊事本紀』を編むにあたり、ニギハヤヒノミコトの河内降臨の伝承を核としたことは間違いないだろう。天孫降臨伝承が形成される際にも参考とされたであろうこの物部の輝かしい始祖伝承も、記・紀のニギノミコトのそれに比べてははるかに貧弱なものであつたに相違ない。そこで、記・紀を参照しつつより壮大な降臨伝承が再構成されたものと推定される。『先代舊事本紀』の編纂者は、船の制作・献上というオナベの功績を語る必要は全くない。この二点を省き、原伝承に含まれるオナベの降臨の随伴者という面のみを利用し、五部人の一人「爲名部等祖天津赤占」、船子「爲名部等祖天津赤星」という形に変えたのである。當時には、既に伴造オナベが成立していたため、急速始祖名を案出して付したのであろう。

見てきたようにオナベは、船匠という職業的な部民に始まり、紆余曲折を経ながら長い年月をかけて氏族として成立するに至つたものと考えられる。伴造たる氏族の伝承が、氏族のおかれた立場の変化によって形を変えてゆくことははじめにふれた。部民の場合も、設置されてから成長し、やがては氏族として認められてゆく過程に応じて、その伝承が絶えず変化しながら形成されてゆくものである。『日本書紀』をはじめとする諸文献に記されたオナベ關係の記事は、そういう事情を示しているのである。

(1) 武光誠氏「研究史 部民制」五六～六三頁

(2) 加藤謙吉氏「猪名部に關する基礎的研究」(『民衆史研究』第十七号)

(3) 鳥越憲三郎氏「為名国と勝部遺跡」(豊中市教育委員会編「勝部遺跡」)

(4) 熱田本、伊勢本が該当する。

(5) 註(3) 前掲論文三頁

(6) 註(2) 前掲論文一〇二頁

(7) 註(2) 前掲論文一〇二頁

(8) 註(3) 前掲論文三頁

(9) 平野邦雄氏「秦氏の研究」(『史学雑誌』第七十卷第四号)

(10) 浅香年木氏「日本古代手工業史の研究」六一頁

(11) 註(10) 前掲書頁

(12) 『日本書紀』の始祖記事には、「祖」の字を用いず「先」「苗裔」で表記する場合もある。

(13) 田中卓氏「第一次天孫降臨とニギハヤヒの命の東征」(田中卓著作集1「神話と史実」所収) 一八二頁

(14) このことは、既に拙稿「先代旧事本紀」(古橋信孝氏・三浦佑之氏・森朝男氏編「古代文学講座第十一巻」『靈異記・氏文・縁起』一四頁)において言及した。

(15) 守屋俊彦氏「劍の呪——物部伝承考——」(『古事記研究』所収)

(16) 註(15) 前掲論文ほか、石母田正氏「古代における国土觀念の形成について——古代民族形成の一契機として——」(『石母田正著作集』第二巻所収) など。

(17) 梅澤伊勢三氏「記紀批判」二二四～二二八頁

(18) 註(16) 石母田氏前掲論文一五七頁

(19) 吉井巖氏「天火明」(『天皇の承譜と神話』一所収) 一五〇頁

(20) 註(19) 前掲論文一四九頁

※ 引用した『古事記』『日本書紀』の本文は日本古典文学大系の訓読
に、『新撰姓氏録』は佐伯有清氏『新撰姓氏録の研究』本文篇に、

『先代舊事本紀』は神道大系にそれぞれよった。

新刊紹介

菊池威雄著

『新典社文庫3 人麻呂幻想』

本書は柿本人麻呂にまつわる伝承や信仰を、
学文の文献や寺社の縁起、その他の史料から網羅し、
それらの伝承が、万葉集に残された歌々と関わり
ながら、どのように発生し、発展し、変容してい
ったのか、その軌跡を辿ろうとするものであると
同時に、各時代、各地域の伝承が、それらを生み
育ててきた人々にとつてどのような意味を持つて
いたかを考察するものである。ただし著者の基本
的な態度は、たとえ今の我々には幻想に過ぎない
ものだと、**「伝承者や伝承の創作者にとつては、伝承は単なる架空のおとぎ話ではなく、事実として信じられていた」**のであるから、決して軽んじられるものではなく、その中に人々の思つ
かいて聞かせるというものである。故に、伝承
の創作者に対して愛憎半ばしている書き振りが、
実に面白い。尚、石見相聞歌や人麻呂自傷歌につ
いての所説も必読で、研究史を概観するのに便
利である。

(一九九五・六 新典社 B6判 二三八頁 一
八五四円) (西山 輝)

渡辺秀夫著

『詩歌の森——日本語のイメージ——』

本書では、いくつかの歌語・詩語が取り上げら
れ、それらの持つさまざまなイメージが明らかに

される。取り上げられた言葉は以下の通りである。
——月・螢・星・鶯・ほととぎす・梅・桜・風・
雲・舟・舟・滝・涙・塵・ころも・菊・露・もみ
き・雪。いずれも和歌や漢詩を讀むに当たつて
キーワードとなる言葉ばかりである。歌語のイ
メージを取り扱つた書物はほかにもあるが、詩語
と合わせて和漢比較的に論じているところが本書
の最大の特徴であろう。

用例となつてゐる作品は、上代から中世までの
広い範囲から引用されている。基本的には和歌・
漢詩等の韻文に重点が置かれてゐるが、散文も必
要に応じて論及される。そのため、一つの言葉の
イメージは多様に描き出されてゐる。例えば「月」
と王権・禁忌・仏教・恋・旅等さまざまな事柄と
の関連性が説かれていくといつたふうである。
著者のこうした方法は、多様な意味を持つ言葉か
ら、新しい層を取り除き最も基層にあるものを洗
い出して、そのイメージを一元的に捉へていく方
法とは対極の位置にある。これら二つの方法は相
容れないものであるが、日本語のイメージをより
よく把握していくためには、いずれも必要であろ
う。ただ、これまでの日本語をめぐる議論につい
て、「多分に純潔的(国粹的)なフィルターを過
して説明される場合が一般的であつたように思
われる」という著者の批判に、私個人としては共
感を覚える。

(一九九五・五 大修館書店 四六判 三六〇頁
二四七二円) (井 実 充 史)

早稲田大学大学院中古文学研究会編

『源氏物語と平安文学』第4集

本書は、早稲田大学大学院中古散文研究室のO
Bと博士課程在学生在を中心とした論集の第四集で
あり、その知の蓄積の歩みは着実である。源氏物
語、枕草子、漢文学、日記文学、私家集と、源氏物
語、平安朝文学に關して広い視野と斬新なアプ
ロチによる意欲的な鋭い論究十編は、古典研究
の無限の可能性を示してくる力作である。又、
貴重な資料紹介があり、我が国の古典とその研究
の伝統の所産に、改めて敬服される思いがする。
収録論文及び資料は、以下の通り。

経国集「重陽節、神泉苑、賦秋可哀」——勅撰
三漢詩集論考Ⅲ——半谷芳文／枕草子「も」の
型章段考——(みやび)な恋の交質をめぐつて
——鄭順粉／源氏物語における女房の和歌——夕
顔巻の源氏と中将君との贈答歌をめぐつて——吉
見健夫／「初音巻」前後——石井一良／若菜巻の太
政大臣家について——政治的構図の空洞化の問題
を中心に——編野邦雄／薫の恋を支えるもの
——母恩慕と潜在する父恋——原陽子／罪人の
人、浮舟 青井紀子／源氏物語におけるトポスの
確立と変容——「聞」の語をめぐつて——緑川眞
知子／「權中納言実材御母集」における「浜松中
納言物語」の享受について——尾上美紀／讃岐典侍
日記における表現構造——特に下巻を中心に——
大倉比呂志／資料紹介 福田美穂著「玉廬小
櫛」 中野幸一

(一九九五・五 早稲田大学出版部 A5判 二
〇一頁 七五〇〇円) (岡部 明日香)